

キュウシュウ ダイガク ヒャクネンシ ダイ8カン： シリョウヘン 1

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1448763>

出版情報：九州大学百年史. 8, 2014-05-30. Kyushu University
バージョン：
権利関係：



第四章 附属図書館等の設置

第一節 附属図書館の設置

二〇〇 附属図書館長委任事項

(一九二五(大正一四)年六月六日達)

附属図書館長委任事項

第一、判任官以下職員ノ事務分課ヲ命スルコト

第二、判任官以下ノ諸届ニ関スルコト

第三、俸給月額五拾円以下ノ雇員ノ進退並ニ五拾円以上ノ雇員ノ解

職ニ関スルコト但シ決行後即時開申スヘシ

第四、物品取扱者命免ノコト

第五、雇員以下ノ除服出仕ヲ命スルコト及暇願ニ関スルコト

第六、図書出納手小使給仕職工等ノ進退ニ関スルコト

第七、出勤簿整理ノコト

第八、宿直ニ関スルコト

第九、物品管理及出納命令ヲ為スコト

第十、予算ノ範囲内ニ於テ一廉千円未満ノ金額ヲ以テ物品ヲ購入シ

若クハ備品ノ修繕ヲ為スコト

第十一、価格百円以下ノ不用物品払下ノ件

第十二、価格式拾円以下ノ寄贈品ヲ処理シ及総長ノ名ニ於テ謝状ヲ

発スルコト

〔註〕『九州帝国大学時報』第二四号 一九二五(大正一四)年六月二〇日。

二〇一 九州帝国大学附属図書館規則

(一九二五(大正一四)年七月二十五日制定)

九州帝国大学附属図書館規則

第一条 本館ハ九州帝国大学所属図書ノ管理ニ関スル事務ヲ掌ル

第二条 本館ノ管理スル図書ヲ分チテ左ノ二類トス

一、本館備付ノ図書

二、各部局備付ノ図書

第三条 本館備付ノ図書ヲ分チテ左ノ三種トス

一、貴重図書

二、辞書、事彙、叢書、並諸学科ニ通スル参考書

三、普通図書

第四条 前条第一号ノ図書ハ公用ノ目的ヲ以テ館長ノ承認ヲ得タル

場合又第二号ノ図書ハ館長ノ承認ヲ得タル場合ニ限り之ヲ借受ク

ルコトヲ得

逐時又ハ定期ノ刊行物ニシテ未完冊ノモノハ部局ノ外借受クルコトヲ得ス

第五条 各部局ハ公用トシテ本館備付ノ図書ヲ借受クルコトヲ得其ノ借受ケ冊数及期間ハ制限セス但シ貴重図書ハ二部三冊ヲ限リ一日ヲ超ユルヲ得ス

完冊ヲナササル刊行物ハ五部十冊ヲ限リ十五日ヲ超ユルヲ得ス

第六条 参考用トシテ本館備付ノ図書ヲ借受クルコトヲ得ル者ハ職員、大学院学生、専攻生及図書借受ケノ特許ヲ得タル者トシ其ノ借受ケ期間ハ六箇月以内トス冊数ハ左ノ如シ

教授、助教授、講師

各三十冊以内

事務官、司書官、技師、薬局長

各二十冊以内

助手、技手、司書、薬剤手、副手、医員、大学院学生、専攻生

各十冊以内

前項以外ノ職員ニシテ所属部局長又ハ教室、研究室主任ノ証明ヲ有スル者及借受ケノ特許ヲ得タル者 各五冊以内

第七条 学生生徒ニシテ教室又ハ研究室主任ノ証明ヲ有スル者ニ限リ教科書若クハ参考書ヲ貸付スルコトアルヘシ其ノ借受ケ冊数ハ五冊以内ニシテ期間ハ六箇月限リトス

第八条 借受ケノ冊数ハ洋装ノモノニ就テ之ヲ定メ和漢装ノモノハ三冊ヲ以テ、図画等ノ幅或ハ帙ヲナスモノハ一幅或ハ一帙ヲ以テ

各一冊ト看做ス

第九条 借受ケタル図書ハ借受者其ノ保管ノ責ニ任シ決シテ他ニ転貸スヘカラス

第十条 職員ノ本学ヲ去ルトキ学生生徒ノ卒業、退学、休学シ又ハ停学ニ処セラレタルトキハ借受ケタル図書ヲ直チニ返納スヘシ

第十一条 借受ケタル図書ハ期間中ト雖毎年七月一日ヨリ十日迄ノ間ニ一旦返納スヘシ但シ必要アルトキハ臨時返納セシムルコトアルヘシ

第十二条 各部局ニ於テ図書ヲ備付クル場合ニハ当該部局長ヨリ定式ノ備付書ヲ本館ニ差出スヘシ

第十三条 各部局ニ備付タル図書ハ各部局長及教室又ハ研究室主任其ノ保管ノ責ニ任スヘシ

館長ハ管理上必要アリト認メタルトキハ係員ヲ派遣シテ前項ノ図書ヲ調査スルコトヲ得

第十四条 本館ノ図書ヲ閲覧スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ限ル

一、職員

二、学生、生徒

三、本学ヲ卒業シタル者

四、他ノ帝国大学ヲ卒業シタル者

五、他ノ帝国大学学生生徒ニシテ当該大学ノ証明ヲ有スル者

六、総長ノ特許ヲ得タル者

第十五条 本館ノ書庫ニ入り図書ノ検索ヲナスコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ限ル

一、教授、助教、講師

二、事務官、技師、薬局長

三、指導教官ノ証明ヲ有スル大学院学生、専攻生

四、当該学部長若クハ当該教室又ハ研究室主任ノ証明ヲ有スル助手、副手、学生、生徒

五、総長ノ特許ヲ得タル者

第十六条 本館ノ図書ヲ閲覧セントスル者ハ本館事務室ニ就キ閲覧票ノ交付ヲ受クヘキモノトス

第十七条 本館ノ書庫ニ入り図書ヲ検索セントスル者ハ本館事務室ニ就キ検索許可証ノ交付ヲ受クヘキモノトス

第十八条 貴重図書ハ教授、助教及講師ノ外総長ノ許可ヲ得タル者ニ限り之ヲ閲覧スルコトヲ得

第十九条 図書ヲ汚損又ハ紛失シタルトキハ同一ノ図書又ハ相当ノ代金ヲ以テ之ヲ弁償セシム

第二十条 本規則ニ違反シタル者アリタルトキハ相当ノ処分ヲナスコトアルヘシ

第二十一条 左ノ各号ニ該当スル場合ニ於テハ其ノ都度総長ノ許可ヲ經ヘキモノトス

一、諸官庁又ハ公共団体ヨリ図書ノ貸付ヲ申込タルトキ

二、諸官庁ノ吏員又ハ公共団体ノ代表者ヨリ公用上図書ノ閲覧若クハ検索ヲ申出タルトキ

第二十二条 本館ニ図書ヲ寄託セントスル者アルトキハ其ノ需ニ応スルコトアルヘシ

寄託ヲ受ケタル図書ハ本館所蔵ノ図書ト同一ノ取扱ヲナスモノトス

第二十三条 図書閲覧及検索ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

附則

第二十四条 本規則ハ大正十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五条 九州帝国大学図書館規程ハ本規則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

〔註〕『九州帝国大学時報』第二七号 一九二五（大正一四）年八月五日。

二〇二 図書閲覧及検索ニ関スル規程

（一九二五（大正一四）年七月二五日制定）

図書閲覧及検索ニ関スル規程

第一条 図書ノ閲覧ハ総テ所定ノ室内ニ於テナスヘキモノトス

第二条 図書ヲ閲覧セントスル者ハ図書閲覧票ヲ掛員ニ提出シ閲覧証書用紙ニ所定ノ事項ヲ記入シテ貸出ヲ受ケ閲覧終ラハ直チニ返納スヘシ

教官（講師ハ之ニ準ス以下皆同シ）ハ図書閲覧票ヲ示シ前項ノ手續ニ拠ラスシテ図書ヲ閲覧スルコトヲ得

第三条 閲覧部冊数ハ一時ニ五部十五冊ヲ超ユルヲ得ス但シ和装書ハ三冊ヲ以テ洋装書ノ一冊ト看做シ図書等ノ幅或ハ帙ヲナスモノハ一幅或ハ一帙ヲ以テ各一冊ト看做ス

装釘セサル逐時又ハ定期ノ刊行物ハ其ノ一完冊ヲナス迄ノ若干号ヲ合シテ一冊ト看做ス

第四条 総長ノ許可ヲ得テ貴重図書ヲ閲覧セントスル者ハ制規ノ願書ニ所定ノ事項ヲ記載シテ願出ツヘシ

教官以外ノ職員又ハ学生ニシテ貴重図書ヲ閲覧セントスル者ハ職員ニ在リテハ当該部長、学生及生徒ニ在リテハ教室又ハ研究室主任ノ証明ヲ得テ前項ノ手續ヲナスヘシ

第五条 閲覧票ハ他ニ転貸スルヲ許サス又之ヲ遺失シタルトキハ直チニ其ノ旨届出ツヘシ

第六条 新聞雑誌ハ所定ノ室内ニ於テ閲覧シ閲覧終ラハ元ノ場所ニ置クヘシ

第七条 閲覧室ハ左ノ日時之ヲ開ク但シ臨時之ヲ變更スルコトアルヘシ

平 日 午前八時ヨリ午後九時迄
日 曜 日 午後六時ヨリ午後九時迄
自七月十五日

至七月三十一日
自八月二十一日 午前七時ヨリ正午迄
至九月十五日

第八条 閲覧室ハ左ノ定日之ヲ閉ツ但シ臨時之ヲ閉ツルコトアルヘシ

自十二月二十七日
至翌年一月五日

自八月一日
至八月二十日

祝 日

祭 日

本 学 記念 日

春季、夏季及冬季休業中ノ日曜日

每 月 第一 日

第九条 図書ノ検索ヲナサントスル者ハ書庫ニ入ルニ先チテ検索許可証ヲ在庫証ト引換フヘシ

第十条 図書ヲ検索スル際図書ノ位置ヲ錯乱セサルハ勿論出納者ノ障碍ヲナサル様注意スヘシ

第十一条 貴重図書ヲ検索セントスル者ハ更ニ其ノ旨ヲ申出テ掛員立会ノ上検索ヲナスヘシ

第十二条 閲覧中ノ図書ヲ汚損又ハ紛失シタルトキハ同一ノ図書又ハ相当ノ代金ヲ以テ之ヲ弁償セシムルコトアルヘシ

第十三条 学生生徒ノ休学シ又ハ停学ニ処セラレタル者ハ閲覧ヲ停止ス

第十四条 本規程又ハ本館ノ指示スル事項ニ違反シタル者ニハ一定ノ期間閲覧ヲ停止シ其ノ旨ヲ閲覧室内ニ揭示ス

附則

第十五条 本規程ハ大正十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔註〕『九州帝国大学時報』第二七号 一九二五（大正一四）年八月五日。

二〇三 九州帝国大学附属図書館商議委員会規程

（一九二五（大正一四）年七月二五日制定）

九州帝国大学附属図書館商議委員会規程

第一条 九州帝国大学附属図書館商議委員会ハ図書館ニ關スル重要ナル事項ヲ審議ス

第二条 商議委員会ハ九州帝国大学附属図書館長及同商議委員ヲ以テ組織ス

第三条 商議委員ハ各学部毎ニ教授二人ヲ以テ之ニ充テ委員長ハ図書館長トス

委員ハ総長之ヲ命シ其ノ任期ヲ二年トス

第四条 商議委員会ハ委員長之ヲ招集シ其ノ議長トナル

第五条 商議委員会ハ商議委員半数以上出席スルニ非レハ之ヲ開ク

コトヲ得ス

第六条 委員長ハ必要アル場合ニ於テハ商議委員以外ノ本学職員ニ列席ヲ求ムルコトヲ得

臨時列席セル本学職員ハ議決ノ數ニ加ハラス

附則

第七条 本規程ハ大正十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔註〕『九州帝国大学時報』第二七号 一九二五（大正一四）年八月五日。

二〇四 附属図書館処務細則

（一九二六（大正一五）年二月二日施行）

附属図書館処務細則

第一条 本館事務室ニ司書掛及事務掛ヲ置ク

第二条 各掛ノ分掌事務左ノ如シ

司書掛

一、図書新聞雑誌ノ受付ニ關スルコト

一、図書新聞雑誌ノ整理分類ニ關スルコト

一、図書目錄ノ整理保管ニ關スルコト

一、図書新聞雑誌ノ貸付ニ關スルコト

一、寄贈及寄託ノ図書ニ關スルコト

一、図書原簿ニ關スルコト

一、閲覧室並書庫ノ整理ニ關スルコト

一、図書目錄及増加図書報告書ノ編纂印刷ニ關スルコト

- 一、図書ノ出納保管ニ関スルコト
- 一、其他館長ノ指定ニ依ル一般事項
 - 事務掛
- 一、職員備人ノ進退ニ関スルコト
- 一、館長ノ官印及館印ノ保管ニ関スルコト
- 一、公文書類ノ收受発送ニ関スルコト
- 一、職員備人ノ出勤簿整理ニ関スルコト
- 一、統計報告ニ関スルコト
- 一、歳入歳出ノ予算決算ニ関スルコト
- 一、歳入歳出ノ収支ニ関スルコト
- 一、図書以外ノ物品ノ出納保管ニ関スルコト
- 一、図書閲覧上ノ揭示ニ関スルコト
- 一、宿直ニ関スルコト
- 一、館内ノ取締ニ関スルコト
- 一、其他館長ノ指定ニ依ル一般事項
- 第三条 製本スヘキモノハ司書掛ニ於テ整理シ事務掛ト合議スヘシ
- 第四条 閲覧日計、月報等ニ関スル統計表ハ司書掛ニ於テ作製ノ上事務掛ニ移牒スヘシ
- 第五条 文書ハ総テ事務掛ニ於テ接受シ收受件名簿ニ登記シ收受ノ番号及年月日ヲ記入スヘシ但親展書ハ封箴ノ儘宛名ニ配付スヘシ
- 第六条 文書ハ速ニ之ヲ調査シ事務掛ニ於テ処分案ヲ起草シ司書官

ヲ經由決裁ヲ請フヘシ

事件ノ種類如何ニ依リ処分案ヲ起草スル能ハス又ハ処分案ヲ要セスト認ムル時ハ司書官ヲ經由シテ館長ニ供閲シ指揮ヲ受クヘシ

第七条 図書新聞雑誌ノ寄贈ヲ受ケタル時ハ所定ノ礼状ヲ直チニ発送スヘシ

第八条 図書寄託ヲ受ケタル時ハ司書掛事務掛合議ノ上契約書案ヲ起草シ司書官館長ヲ經由シ総長ノ決裁ヲ請フヘシ

第九条 決裁済ノ文書ニシテ他ニ発送スヘキモノハ事務掛ニ於テ浄書発送スヘシ

第十条 事務掛ニ於テ文書ヲ發送スルトキハ發送件名簿ニ登記スヘシ

第十一条 完結ノ文書ハ事務掛ニ於テ類別編纂シ之ヲ保存スヘシ

第十二条 收受發送スヘキ文書ニハ左ノ符記番号ヲ記入スヘシ
符記番号ハ毎年一月ニ起リ十二月ニ終ル

図職第 号職員ノ進退身分ニ関スル文書ニ付スルモノ
図庶第 号文書ノ性質上庶務ニ関スル文書ニ付スルモノ
図会第 号文書ノ性質上会計ニ関スル文書ニ付スルモノ

〔註〕『九州帝国大学時報』第五〇号 一九二六（大正一五）年五月二十五日。

第二節 第八臨時教員養成所

二〇五 臨時教員養成所官制

〔官報〕号外 一九〇二(明治三五)年三月二八日

朕臨時教員養成所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十五年三月二十七日

内閣総理大臣 伯爵桂 太郎

文部大臣 理学博士男爵菊池大麓

勅令第百号

臨時教員養成所官制

第一条 臨時教員養成所ハ師範学校、中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

第二条 臨時教員養成所ハ文部大臣ノ指定スル帝国大学及直轄諸学校内ニ之ヲ置ク

第三条 臨時教員養成所ハ当該帝国大学総長及直轄諸学校長ヲシテ之ヲ管理セシム

第四条 臨時教員養成所ニ教授及書記ヲ置ク

教授ハ奏任トシ各所ヲ通シ専任九人ヲ以テ定員トス生徒ノ教授ヲ

掌ル

書記ハ判任トシ各所ヲ通シ専任五人ヲ以テ定員トス上官ノ命ヲ承

ケ庶務ニ従事ス

臨時教員養成所管理者ハ講師ヲ囑託シ授業ヲ担任セシムルコトヲ

得

第五条 臨時教員養成所ノ名称ハ文部大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二〇六 臨時教員養成所規程

〔官報〕第五六一七号 一九〇二(明治三五)年三月二九日

文部省令第八号

臨時教員養成所規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治三十五年三月二十九日

文部大臣 理学博士男爵菊池大麓

臨時教員養成所規程

第一条 臨時教員養成所ニハ国語漢文科、英語科、数学科、博物科、

物理化学科ノ一学科若ハ数学科ヲ置ク

第二条 前条各学科ノ修業年限ハ二箇年トス

第三条 国語漢文科ノ学科目ハ倫理、教育、国語、漢文、英語、歴

史トス

第四条 英語科ノ学科目ハ倫理、教育、英語、国語及漢文トス

第五条 数学科ノ学科目ハ倫理、教育、数学、英語、物理、簿記トス

第六条 博物科ノ学科目ハ倫理、教育、動物、生理、植物、鉱物、英語、地文、地質、人類、天文トス

第七条 物理化学科ノ学科目ハ倫理、教育、物理、化学、英語、数学トス

第八条 各学科ノ各学年ニ於ケル毎週教授時數ハ第一号表乃至第五号表ニ依ルヘシ

第九条 特別ノ事情アルトキハ管理者ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ学科目ヲ加除シ教授時數ヲ増減スルコトヲ得

第十条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル学年ハ分テ三学期トシ第一学期ハ四月一日ヨリ八月三十一日マテトシ第二学期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日マテトシ第三学期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日マテトス

休業日ニ關スル規定ハ管理者之ヲ定ムヘシ

第十一条 入学試験ハ中学校卒業ノ程度ニ依リテ之ヲ行フ但シ中学校及師範学校ノ卒業者ニ限り時宜ニ因リ試験ヲ行ハサルコトヲ得

第十二条 各学年ノ課程ノ修了又ハ全学科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ学業及試験ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ但シ管理者ノ見込ニ因リ某学科目ノ試験ヲ行ハサルコトヲ得

第十三条 管理者ハ全学科ヲ卒業セリト認メタル者ニハ卒業証書ヲ授与スヘシ

管理者ハ前項ノ卒業者ニ対シ教員免許状ノ授与ヲ文部大臣ニ申請スヘシ

第十四条 管理者ハ成業ノ見込ナシト認メタル者及品行不良ナル者ニハ退学ヲ命スヘシ

第十五条 生徒ハ自己ノ便宜ニ因リ退学スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ管理者ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

第十六条 管理者ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第十七条 臨時教員養成所ニ於テハ授業料ヲ徴收セス

第十八条 臨時教員養成所ニ於テハ入学試験料ヲ徴收スルコトヲ得
第一号表

国語漢文科

国 語	教 育	倫 理	学 科 目	
			第一学年	第二学年
			第二学期	
九	三	二	第三学期	一〇

計	国語及漢文	英語	教育	倫理	学科目	
二九	四	二二	二	一	第一学年	
二九	四	二二	二	一	第一学期	第二学年
三二		二六	六		第三学期	

第二号表
英語科

計	歴史	英語	漢文
二八	四	三	一〇
二八	三	三	一〇
三〇		三	一一

教育	倫理	学科目
一	一	第一学年
一	一	第一学期
一	一	第二学期
一	一	第三学期

第四号表
博物科

備考 実験八一回凡二時トス

計	簿記	物理	英語	数学	教育	倫理	学科目
二八	二	三	三	一七	二	一	第一学年
実験一回	一	実験一回	三	一六	四	一	第二学期
同上		同上	三	一六	八		第三学期

第三号表
数学科

動物	実験二回 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二
生理	二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二
植物	実験二回 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二
鉱物	実験共三	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二
英語	三	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二
地文	二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二
地質		同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二
人類		同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二
天文		同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二	同上 _二
計	実験四回 _{一六}	同上 _{一四}	同上 _{一六}	同上 _{一四}	同上 _{一六}	同上 _{一四}	同上 _{一六}	同上 _{一四}	同上 _{一六}	同上 _{一四}

備考 実験ハ一回凡二時トス
第五号表 物理化学科

教 育	倫 理	学 科 目	第一学年		第二学年
			二	一	
		第一学期	四	一	
			第三学期	八	

物理	実験二回 _五	同上 _七	同上 _六
化学	実験二回 _五	同上 _七	同上 _五
英語	三	同上 _三	同上 _三
数学	五	同上 _二	同上 _二
計	実験四回 _{二一}	同上 _{二二}	同上 _{二二}

備考 実験ハ一回凡二時トス

二〇七 九州帝国大学内ニ臨時教員養成所設置

【官報】第三二〇一号 一九二三(大正二二)年四月五日)

文部省告示第二百六十三号

大阪外国語学校、京都帝国大学、九州帝国大学、東北帝国大学、第四高等学校及浜松高等工業学校内ニ臨時教員養成所ヲ置キ大正十二年四月ヨリ開始ス各臨時教員養成所ノ名称及其ノ学科左ノ如シ

大正十二年四月五日

文部大臣 鎌田榮吉

名 称 学 科

第五臨時教員養成所

英語科

(大阪外国語学校内)

第七臨時教員養成所

国語漢文科

(京都帝国大学内)

第八臨時教員養成所

数学科、物理化学科

(九州帝国大学内)

第九臨時教員養成所
(東北帝国大学内)
数学科、物理化学科

第十臨時教員養成所
(第四高等学校内)
物理化学科

第十一臨時教員養成所
(浜松高等工業学校内)
数学科、物理化学科

二〇八 臨時教員養成所生徒概数、修業年限、入学者資格、選抜試験二関スル概要及出願ノ手續等

『官報』第三二〇一号 一九二二(大正二二)年四月五日

文部省告示第二百六十五号

本年四月各臨時教員養成所ニ入学セシムヘキ生徒概数、修業年限、入学者資格、選抜試験ニ関スル概要及出願ノ手續等左ノ如シ

大正十二年四月五日 文部大臣 鎌田榮吉

一、臨時教員養成所ノ場所、学科及生徒数等

場 所	学 科	給費生	募集人員	私費生
第一臨時教員養成所 (東京高等師範学校内)	国語漢文科	三〇	}	一〇
	数 学 科	三〇		一〇
第二臨時教員養成所 (広島高等師範学校内)	博 物 科	三〇	}	若干
	国語漢文科	三〇		一〇
	英 語 科	三〇		一〇

歴史地理科
数 学 科
三〇
一〇

第三臨時教員養成所
(奈良女子高等師範学校内)
理 科
女子三〇
女子若干

第五臨時教員養成所
(大阪外国語学校内)
英 語 科
三〇
一〇

第七臨時教員養成所
(京都帝国大学内)
国語漢文科
三〇
一〇

第八臨時教員養成所
(九州帝国大学内)
数 学 科
三〇
若干

第九臨時教員養成所
(東北帝国大学内)
数 学 科
三〇
一〇

第十臨時教員養成所
(第四高等学校内)
物理化学科
三〇
若干

第十一臨時教員養成所
(浜松高等工業学校内)
数 学 科
三〇
一〇
物理化学科
三〇
若干

一、修業年限 二箇年

一、入学者資格 生徒ハ左ノ資格ヲ有スル者ニシテ出身学校長ノ薦
挙ニ依リ当該臨時教員養成所管理者ニ於テ品行方正身体健全ニシ
テ教員タルニ適當ナリト認ムル者ニ就キ試験ノ上選抜ス但シ第二
号中出身学校ヲ有セサル者ハ薦挙ヲ要セス

(一) 師範学校、女子師範学校、師範学校女子部、官公私立中学校、

高等女学校ノ卒業者及中学校高等女学校ノ学科課程ト同等以上ノ学力アリト文部大臣ニ於テ認定又ハ指定シタル学校ノ卒業者

(二) 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者又ハ

専門学校入学者検定規程第八条第一号ニ該当スル者並小学校本科正教員免許状所有者

注意 女子ニ在リテハ夫ヲ有セサル者

一、選抜試験期日等 大正十二年四月二十五日二十六日ノ両日ハ学

科試験ニ二十七日身体検査及口頭試問五月一日成績発表

一、選抜試験場 当該臨時教員養成所ニ於テ之ヲ行フ

一、選抜試験学科目

科 別 試 験 学 科 目

国語漢文科

国語及漢文
英語
数学(算術、代数、幾何)
歴史(日本史、東洋史)

英語科

国語及漢文
英語
数学(算術、代数、幾何)
歴史(西洋史)

国語及漢文

歴史地理科

英語
数学(算術、代数、幾何)
地理及歴史

数 学 科

英語
数学(算術、代数、幾何、三角)
物理及化学

物理化学科

英語
数学(算術、代数、幾何)
物理及化学

博 物 科

英語
数学(算術、代数、幾何)
博物(動物、植物)

理 科

英語
数 学

一、学資 給費生ニハ学資トシテ年額三百円ヲ支給ス
生徒ハ凡テ授業料ヲ要セス

一、卒業後ノ義務 卒業ノ上ハ卒業証書受得ノ日ヨリ左ノ期間引続

キ教育ニ関スル職務ニ従事スル義務ヲ有ス

学資ノ支給ヲ受ケタル者 修業年限ノ一倍半ニ相当スル期間

学資ノ支給ヲ受ケサル者 修業年限ノ二分ノ一ニ相当スル期間

右ノ内最初ノ一箇年ハ文部大臣ノ指定ニ従ヒ奉職スル義務ヲ有ス

一、出願ノ手続

(一) 入学志願書ハ別記書式ニ依ル出身学校長ノ薦挙書、入学願書、履歴書ニ写真(手札形半身脱帽提出前三箇月以内ニ单身撮影シタルモノヲ台紙ニ貼付シ裏面ニ志望学科、氏名ヲ記入スヘシ)

ヲ添ヘ出身学校長ヲ經由(ノハ此ノ限ニアラス)シ入学希望ノ臨時教員養成所ニ出願スヘシ

(二) 出願期日ハ大正十二年四月二十日限トス同日マテニ当該臨時教員養成所ニ到達スル日取ヲ以テ差出スヘシ

三、其ノ他注意事項

(一) 受験票ハ試験期日ノ前日当該臨時教員養成所ニ於テ交付スヘキニ付同日出頭シテ受取ルヘシ

(二) 試験ノ結果入学ヲ許可スヘキ者ハ官報ニ掲載シ且臨時教員養成所ヨリ各本人ニ通知ス

(三) 生徒ハ徴兵令第二十二條ノ特典ナシ

(書式)

薦挙書

各学年成績調査書

何 某

	学 年	修 身	国 語					各学 年ノ 通約	全級 人員	各学 年ノ 席次	人物考定
第一学年											

右証明ス

年 月 日

何々学校長 氏 名 ①

(注意) 人物考定ハ品行、性質、志操、挙動、長所及短所等ヲ記載スルコト

記 載 ス ル コ ト

入学願書(用紙美濃紙)

志 望 何 科

給 費 希 望 (私費ニテモ可ナリ、又ハ希望セス)

私儀第何臨時教員養成所生徒トシテ入学致度ニ付書類相添へ御願致

シマス

年 月 日

現居所

何 某 ①

第何臨時教員養成所管理者

何々学校長又ハ
何帝國大学総長
何 某 殿

履歴書

原籍

族籍

(寄留者ハ寄留籍
ヲ併記スヘシ)

戸主何某何男(女) 或ハ弟(妹) 等

現住所

生所

(仮名ヲ付スヘシ)
何 某

生年月日

一、卒業証書、免許状試験検定合格証書

何年何月何日官道庁府県郡市町村(私) 立何学校ニ於テ何学科卒業証書ヲ受ク等(証書写ヲ添フヘシ)

一、学業

何年何月何日ヨリ何年何月何日マテ何所何某ニ就キ何学科ヲ修業ス等

一、職業

何年何月何日道庁府県何々小学校訓導拝命何年何月何日依頼免官或ハ現今在勤等

或ハ現今在勤等

一、兵役関係

一、賞罰

賞ハ特ニ著シキモノニ限り書スヘシ

右之通相違無シ

年月日

右

何 某

(印)

二〇九 第八臨時教員養成所規則

(一九二三年(大正一二)年四月一七日制定)

第八臨時教員養成所規則

第一章 学科、学科課程及修業年限

第一条 本所ニ数学科及物理化学科ヲ置ク

第二条 数学科ノ学科目ハ修身、教育、数学、物理、簿記、英語、

体操(随意科目)トス

第三条 物理化学科ノ学科目ハ修身、教育、物理、化学、数学、図

画及手工、英語、体操(随意科目)トス

第四条 学科課程左ノ如シ

修身	学科目		計	英語	簿記	物理	数 学	教育	修身	学科目	
	学年	学年								学年	学年
実践倫理	第一	学年	三〇	二	二	二	算術(数学原論) 初等代数学 行列式、方程式論 其他 幾何学及解析幾何学 三角法、微積分初歩 数学演習	教育史	一	実践倫理	第一学年
同上	第二	学年	三〇	二	二	三	微積分学(微積分、微積分方程式) 変分法 立体解析幾何学 力学解幾何学 特別学義 数学演習	教育学及教授法	一	同上	第二学年

物理化学科課程表

数学科課程表

教 育	教 育 史	二	教育學及教授法	二
物 理	物理學通論 實 驗	一〇	力學 放射學及輻射學 特別講義 實 驗	一〇
化 學	化學通論 無機化學 分析化學 實 驗	一〇	有機化學 理論化學 化學工芸學通論 實 驗	一〇
數 學	代數及幾何補習 解析幾何、微積分	三	微積分	三
図 画 及 手 工		二		二
英 語	講 讀	二	同 上	二
計		三〇		三〇

備考 手工ノ毎週時數ハ特ニ時期ヲ指定シテ教授スルコトアルヘシ

第五條 各学科ノ修業年限ハ二箇年トス

第二章 学年、学期及休業

第六條 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第七條 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八條 休業日ハ左ノ如シ

日曜日

祝日、祭日

春季休業 四月一日ヨリ同月十日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

九州帝国大学記念日 三月一日

第三章 定員、入学、在学及学資

第九条 生徒ノ定員ハ各学科給費生各々三十人私費生各々若干人トス

第十条 入学ヲ許スヘキ者ハ左ノ資格ヲ有スル者ニシテ出身学校長ノ薦奉ニ依リ管理者ニ於テ品行方正身体健全ニシテ教員タルニ適

当ナリト認ムル者ニ就キ試験ノ上選拔ス但シ第二号中出身学校ヲ有セサル者ハ薦奉ヲ要セス

一、師範学校、官公私立中学校ノ卒業者及中学校ノ学科課程ト同等以上ノ学力アリト文部大臣ニ於テ認定又ハ指定シタル学校ノ卒業者

二、専門学校入学者検定期程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者又ハ専門学校入学者検定期程第八条第一号ニ該当スル者並小学校本科正教員免許状所有者

第十一条 入学志願者ハ左ノ書類ヲ出身学校長ヲ經由(出身学校ヲノハ此ノ限)差出スヘシ
リニアラス

一、出身学校長ノ薦奉書 (書式第一号)

一、入学願書 (書式第二号)

一、履歴書 (書式第三号)

履歴書ニハ写真(手札形半身脱帽提出前三箇月以内ニ単身撮影シタルモノヲ台紙ニ貼付シ裏面ニ志望学科、氏名ヲ記入)ヲ添付スヘシ

一、戸籍謄本

一、所屬長官ノ承認書
現ニ官職ニ在ル者又ハ服務義務年限中ノ者並ニ現ニ在学セ
ル学校卒業後服務義務ヲ生スル者ニ限り之ヲ要ス

第十二条 入学試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

数 学 科

英語
国語及漢文

数学(算術、代数、幾何、三角)

物理及化学

物 理 化 学 科

英語
国語及漢文

数学(算術、代数、幾何)

物理及化学

第十三条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ保証人ヲ定メ誓約書(書式第四号)ヲ差出スヘシ

管理者ニ於テ前項ノ保証人ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ換ヘシムルコトアルヘシ

第十四条 保証人死亡シタルトキ又ハ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ遅滞ナク他人ヲ以テ之ニ換ヘ保証人連署ノ上届出ヘシ

第十五条 生徒族籍又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ戸籍抄本ヲ添ヘ其ノ旨届出ヘシ

第十六条 生徒病氣又ハ已ムヲ得サル事故アリテ遅刻シタルトキ若クハ早退セントスルトキハ其事由ヲ詳記シ速ニ届出ヘシ引続キ一週間以上欠席セントスルトキハ日数ヲ定メ疾病ニ係ルモノハ医師ノ診断書ヲ添ヘ予メ届出ヘシ

第十七条 学資ハ生徒ノ希望ニ基キ学力及履歴ヲ考査シ相当ト認めタル者ニ対シ年額金參百円ヲ支給ス

学資支給ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 退学

第十八条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ退学ヲ命ス

一、屢々遅刻早退欠席シ出席不規律ナルトキ

二、成業ノ見込ナシト認めタルトキ

三、各学年ニ於テ成績不良ノ為進級シ能ハサルトキ

第十九条 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ退学セントスルトキハ

其ノ疾病ニ係ルモノハ医師ノ診断書ヲ添ヘ事故ニ係ルモノハ事由

ヲ詳記シ保証人連署ノ上願出ヘシ

第五章 懲戒

第二十条 本所ノ規則命令又ハ示達ニ悖戾シ若クハ風紀ヲ紊ス等ノ

行為アリタルトキハ其ノ状況ニ依リ左ノ懲戒ニ処ス

一、謹慎

二、停学

三、放校

第六章 卒業

第二十一条 生徒ハ第一学年ヨリ順次第二学年ニ至ル課程ヲ履修スヘシ各学年ノ及落ハ該学年間ニ於ケル平素ノ学業及試験ノ成績ヲ考査シテ之ヲ決定ス但シ管理者ノ見込ニ依リ某学科目ノ試験ヲ行ハサルコトヲ得

第二十二条 前条卒業者ニ対シテハ卒業証書ヲ授与ス

第七章 服務義務

第二十三条 卒業者ハ卒業証書受得ノ日ヨリ左ノ期間引続キ教育ニ関スル職務ニ従事スル義務ヲ有ス

学資ノ支給ヲ受ケタル者 修業年限ノ一倍半ニ相当スル期間

学資ノ支給ヲ受ケサル者 修業年限ノ二分ノ一ニ相当スル期間

右ノ内最初ノ一箇年ハ文部大臣ノ指定ニ従ヒ奉職スル義務在ルモノトス

ノトス

第二十四条 前条ノ外服務ニ関シテハ大正十年四月文部省令第二十

九号高等師範学校等卒業者服務規則ニ依ル

第八章 学資及授業費償還

第二十五条 中途退学ヲ命セラレタル者及已ムヲ得サル事由ニ依リ

退学スル者又ハ卒業後所定ノ義務ヲ尽ササル者、服務年限中懲戒処分ニ依リ免職又ハ免許状褫奪ノ処分ヲ受ケタル者ハ支給セラレタル学資及授業費ヲ償還スヘシ但シ状況ニ依リ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

第二十六条 前条ニ依リ償還セシムヘキ授業費ハ月額金五円トシテ計算ス

附 則

第二十七条 大正十二年ノ入学者ニ限り修業年限ヲ一年十二箇月トシ学年及第一学期ヲ五月一日ヨリトス

(書式第一号)

推 挙 書
各学年成績調査書
何 某

	学 年	修 身	国 語		各学	全 級	各学	人 物 考 定
	第一学年				通約	人員	席次	

右証明候也
年 月 日

何々学校長 氏 名 印

(注意) 人物考定ノ品行、性質、志操、挙動、長所及短所等ヲ記載スルコト

(書式第二号)

入 学 願 書 (用紙美濃紙)

志 望 何 科
給 費 希 望 (私費ニテモ可ナリ、又ハ希望セス)

私儀第八臨時教員養成所生徒トシテ入学致度ニ付書類添付相願候也

年 月 日

現居所

何 某 印

第八臨時教員養成所管理者
九州帝国大学総長 何 某 殿
(書式第三号)

履 歴 書

原 籍 (寄留者ハ寄留籍ヲ併記スヘシ)

戸 主 何某何男或ハ弟等

現住所

生 所

(仮名ヲ付スヘシ)
何 某

生 年 月 日

一、卒業証書、免許状試験検定合格証書

何年何月何日官道庁府県郡市町村(私)立何学校ニ於テ何学科

卒業証書ヲ受ク等(証書写ヲ添フヘシ)

一、学業

何年何月何日ヨリ何年何月何日マテ何所何某ニ就キ何学科ヲ修

業ス等

一、職業

何年何月何日道庁府県何々小学校訓導拜命何年何月何日依願免

官或ハ現今在勤等

一、賞罰

賞ハ特ニ著シキモノニ限り書スヘシ

右之通相違無之候也

年 月 日

右 何 某 ㊦

(書式四号)

㊦

参銭収入

印紙貼用

誓 約 書

私儀今般御所生徒トシテ入学御許可相成候ニ付テハ在学中御所規則ヲ遵守スヘキハ勿論卒業後ニ在リテハ高等師範学校等卒業者服務規則ヲ服膺可致候也

則ヲ服膺可致候也

本 籍

住 所

年 月 日

(仮名ヲ付スヘシ)
何

某 ㊦

生 年 月 日

前書之通相違無之仍テ本人身上ヨリ相起リ候事件ニ関シテハ拙者共一切引受可申候也

本 籍

住 所

職業及本人
トノ関係

年 月 日

保証人 何 某 ㊦

第八臨時教員養成所管理者

九州帝国大学総長 何 某 殿

追テ保証人向後転住改印等ノ異動ヲ生シタル場合ニ於テハ速ニ御届可申候也

二御届可申候也